日医発第 1042 号（保 236）
平成 24 年 2 月 8 日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長
原中勝征

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 24 年 1 月 16 日付厚生労働省告示第 7 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新名称の医薬品「シクロスポリンカプセル 10mg「ＢＭＤ」」等、３品目が薬価基準の別表に収載されたものであります。

また、同日付厚生労働省告示第８号で、旧名称の医薬品「シクロスポリンカプセル 10mg「ＦＣ」」等、３品目が掲示事項等告示の別表に収載され、経過措置品目（使用期限：平成 24 年３月 31 日限り）となりました。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌３月号に掲載を予定しております。

（添付資料）
1．官報（平 24．1．16　第 5717 号抜粋）
2．使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について
（平 24．1．16　厚生労働省保険局医療課事務連絡）

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働七）
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同八）

○厚生労働省告示第七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十六日　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表に第31部として次のように加える。

第31部　追補　(27)

内用薬

品名	規格単位	薬価 円
(し)		
シクロスポリンカプセル10mg「BMD」	10mg1カプセル	85.20
シクロスポリンカプセル25mg「BMD」	25mg1カプセル	164.00
シクロスポリンカプセル50mg「BMD」	50mg1カプセル	269.10

○厚生労働省告示第八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十六日　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第8に第14部として次のように加える。

第14部　追補　(13)

内用薬

品名	規格単位
(し)	
シクロスポリンカプセル10mg「FC」	10mg1カプセル
シクロスポリンカプセル25mg「FC」	25mg1カプセル
シクロスポリンカプセル50mg「FC」	50mg1カプセル

写

事務連絡
平成２４年１月１６日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）については、平成24年厚生労働省告示第７号及び第８号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1　薬価基準の一部改正について

(1)　製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬３品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2)　(1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9，792	4，448	2，923	36	17，199

2　掲示事項等告示の一部改正について

(1)　新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬３品目）について、掲示事項等告示の別表第８に収載するものであること。

(2)　(1)により掲示事項等告示の別表第８に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	304	148	89	1	542

（参　考１）

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価（円）
1	内用薬	シクロスポリンカプセル10mg「ＢＭＤ」	シクロスポリン	10mg１カプセル	85.20
2	内用薬	シクロスポリンカプセル25mg「ＢＭＤ」	シクロスポリン	25mg１カプセル	164.00
3	内用薬	シクロスポリンカプセル50mg「ＢＭＤ」	シクロスポリン	50mg１カプセル	269.10

（参　考２）

掲示事項等告示

別表８（平成２４年３月３１日まで）

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価（円）
1	内用薬	シクロスポリンカプセル10mg「ＦＣ」	シクロスポリン	10mg１カプセル	85.20
2	内用薬	シクロスポリンカプセル25mg「ＦＣ」	シクロスポリン	25mg１カプセル	164.00
3	内用薬	シクロスポリンカプセル50mg「ＦＣ」	シクロスポリン	50mg１カプセル	269.10